評価の着目点		判断基準	技術点	
計画の有日点			配点	小計
類似業務実績	①類似業務の受注実績	過去(5年間)に実施した、高齢者又は障がい者を対象としたeスポーツ体験会と類似の業務実績※を評価する ※類似業務の実績とは、高齢者や障がい者等のeスポーツに不慣れな方へのサポート、レクチャーを行いながら実施した10名以上の参加者がいたイベントをいう。体験会という名称には限定しない。 上記実績の内、国、地方公共団体からの受注実績の場合は、1件あたり2点で評価し、民間事業者からの受注実績の場合は、1件あたり1点で評価し、最大5点まで評価する。 提案事業者主催の事業は、民間事業者からの受注実績と同様に評価する。	5	5
業務に対する取組	②業務理解度	本業務の趣旨及び基本方針の理解度が高い場合に優位に評価する	10	20
	③業務遂行能力	e スポーツの指導の実績や経験、高齢者向けイベント等での接遇の経 験等を有し、知識や経験、専門性が高い場合に優位に評価する	5	
	④実施体制	業務内容に適した実施体制になっている場合に優位に評価する	5	
提案内容	⑤体験会の内容	参加者が最大限楽しめるものになっている場合に優位に評価する	15	65
	⑥体験会で使用するコンテンツ等の 操作性	参加者が簡単に操作できるコンテンツ等である場合に優位に評価する	5	
	⑦体験会で使用するコンテンツ等を 継続使用する場合の容易さ	参加者または施設責任者等が、体験会で使用したコンテンツ等を今後 も利用する場合に容易に使用できるものになっている場合に優位に評 価する	5	
	⑧eスポーツによるバイタルデータの 測定	eスポーツによる健康増進効果を効果的に測定できるものになっている 場合に優位に評価する	15	
	⑨デジタルデバイドへの対策	情報通信機器に対する苦手意識を持つ者の苦手意識を軽減できるよう な提案内容になっている場合に優位に評価する	15	
	⑪共通事項	独自の提案があり、かつ、その独自の提案が本業務の目的達成に有益な場合に優位に評価する	10	
業務コストの妥当性	⑪業務コストの妥当性	以下の算定方法により、見積価格を評価する 【算定式】 (参加申請者中最低見積価格÷当該参加申請者の見積価格)×10点 ※小数点第二位を四捨五入し、小数点第一位まで求める。	10	10
				100